

## 山鹿市まちなかグランドデザイン策定の委託施行に係るプロポーザル方式実施基本方針

山鹿市まちなかグランドデザイン策定業務の委託施行に係る受託候補者をプロポーザル方式により選定することについて、その基本方針を次のとおり定める。

### 1 業務概要

- (1) 業務名 山鹿市まちなかグランドデザイン策定業務
- (2) 想定範囲 別紙のとおり
- (3) 目的 対象地域における20年後の将来像を明確にすることで、住民と行政、企業などの関係者が共有する目標を持ち、統一されたビジョンに基づき、一体となって未来に向けた持続可能で魅力的な都市づくりを実現するための指針を示すことを目的とする。また、指針においてその実現に向けた個別具体的な計画や実施主体も明確化することを目的とする。
- (4) 業務内容 次に掲げるとおり
  - 令和7年度（契約の翌日から令和8年3月31日まで）
    - ア 前提条件の整理
    - イ 魅力や課題の整理
    - ウ ニーズ調査
    - エ ワークショップの開催
    - オ 山鹿市まちなかグランドデザイン原案作成
  - 令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月19日まで）
    - カ 実現化方策の提案・整理
    - キ 報告書の作成
  - 共通（令和7年度から令和8年度）
    - ク 庁内の調整
    - ケ 外部機関の調整
    - コ 打合せ協議
- (5) 委託期間 契約の翌日から令和9年3月19日（金）まで（約18か月間）
- (6) 提案上限額 28,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (7) 予算額 31,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 プロポーザル方式を採用する理由

本市の現況や課題に応じた効率的かつ効果的な進め方（手法）が求められるため。

また、中心市街地の活性化が命題である本業務は、高度な知識や専門的な技術に加え、構想力、応用力、調整力等が求められるとともに、非定型的な業務としての特性を有していることから、企画提案の評価により契約相手方の候補者を選定するプロポーザル方式を採用するものである。

### 3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

#### 4 参加資格要件

参加しようとする事業者は、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 本市に、建設工事及び工事関連（コンサルタント等）委託に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（指名願）を提出し、山鹿市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 山鹿市契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年山鹿市告示第122号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続を行っていないこと（会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可の決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずる地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に規定する登録部門のうち、都市計画及び地方計画部門の登録を受けていること。
- (8) 熊本県内に主たる営業所（本店）又は本店の権限を委任した営業所（支店等）を有すること。
- (9) 平成27年度以降に、次に掲げる支援業務の実績が1件以上あること。  
    グラントデザイン策定支援業務

#### 5 業務実施上の要件

本業務の受託者は、本業務の実施に当たり、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならないこと。
- (2) 本業務と同種・同等その他の土地利用に関する計画図書の策定業務の実績を有する管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置するものとし、管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。また、担当技術者のうち1名は、次のいずれかの資格を有する者とする。なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることができないものとする。  
    ア 総合技術監理部門技術士「都市及び地方計画」  
    イ 建設部門技術士「都市及び地方計画」  
    ウ R C C M「都市計画及び地方計画」

#### 6 審査概要

山鹿市まちなかグラントデザイン策定業務プロポーザル審査委員会（委員長及び委員6名）を設置し、提出された参加表明関係書類により参加資格の審査を行い、プレゼン

テーションを実施するものとする。

## 7 日程

|              |                                            |
|--------------|--------------------------------------------|
| 公示（実施要領等の公表） | 令和7年 7月 1日（火）                              |
| 質問書の提出期間     | 令和7年 7月 1日（火） から<br>令和7年 7月 11日（金） 午後5時まで  |
| 質問への回答       | 令和7年 7月 14日（月）                             |
| 参加表明書の提出期間   | 令和7年 7月 15日（火） から<br>令和7年 7月 25日（金） 午後5時まで |
| 企画提案書提出者選定通知 | 令和7年 8月 1日（金）                              |
| 企画提案書の提出期間   | 令和7年 8月 4日（月） から<br>令和7年 8月 20日（水） 午後5時まで  |
| プレゼンテーションの実施 | 令和7年 8月 26日（火）                             |
| 審査結果通知       | 令和7年 8月 29日（金）                             |
| 契約の締結        | 令和7年 9月 12日（金） 予定                          |